

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
林 佳子	鳥国医第四、四一四号	平成三年九月十日

鳥取県告示第七百三十一号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の氏名又は名称	建物の名称	建物の所在地
株式会社マルデン	ダイイチマルデン倉吉店	倉吉市昭和町一丁目三

鳥取県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監 事 嶋 田 勇 岩美郡福部村大字岩戸五三四一

平成三年八月九日退任

鳥取県告示第七百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を平成三年十月十四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字茗荷谷字タキ谷三三九の一一五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町佐木谷字上ミ炭川山九二八の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十
六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字法勝寺字大谷山九〇四の二（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成三年十月十五日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成三年十月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十二号

平成三年第十九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年十月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成三年十月三十日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題

- 1 羽合町長選挙に係る争訟について
- 2 平成三年度青年リーダー研修会の開催要領について
- 3 平成三年度市町村選挙啓発担当者研修会の開催要領について

申請人の住所及び氏名 米子市西三柳四六〇三 一三二 徳本一雄	道路の位置の指定場所 米子市旗ヶ崎三丁目七 三一―二五及び七三三 一八並びに七三一―二 五地先水路	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇〇(五・一 二メートル 延長 一一・四六メートル
---	---	---

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成三年十月十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成三年十月二十四日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 告

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況平成3年度第2四半期(7月～9月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成3年10月18日

鳥取県知事 西 尾 圭 介

1 平成3年度第2四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合 計
件 数	0	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
 - 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日(以下「法3条等届出日」という。)から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日(以下「事前商調協終了日」という。)まで
 - 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日(以下「法5条等届出日」という。)から法第7条第1項の規定による届出を行った日(届出を行わない場合は、同項の期間が満了した日)まで
- 2 平成3年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明日以後事前説明終了日以前のもの	事前説明終了日以後3日前のもの	法3条等届出日以後事前調協終了日以前のもの	法5条等届出日以後法出日以後のもの	計
件数	1	1	1	2	1
					6

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成3年10月18日

鳥取県知事 西 尾 四 次

- 1 開催日時 平成3年11月28日（木）及び同月29日（金）9時から17時まで
- 2 開催場所 倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所 第6会議室
- 3 講習の科目及び時間
 家畜の取引に関する法令 4時間
 家畜の品種及び特徴 4時間
 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講申込方法
 所定の家畜商講習会受講申込書に、写真（受講申込書提出前6ヶ月以内に撮影した縦3.5cm、横2.5cm、無帽、正面、上半身像のもの）及び講

習会受講手数料として3,210円に相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け、平成3年11月13日（水）までに所轄地方農林振興局の長を經由して知事に提出すること。

雑 報

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第一項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第一項の規定による美容師試験の平成三年度第二回実地試験を次のとおり実施する。

平成三年十月十八日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長 柳 瀬 孝 吉

- 一 試験期日 平成三年十二月九日（月）
- 二 試験会場 鳥取市南吉方一丁目七一―三
鳥取県理容美容高等専修学校
- 三 受験手続
 - 1 受験願書提出先
財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送にて可。）
 - 2 受験願書受付期間
平成三年十一月十八日（月）から同月二十二日（金）までの午前十

時から午後四時まで（郵送の場合は、十一月二十二日（金）までの消印のあるものに限る。）

3 受験手数料

九千円を所定の方法により納付すること。

四 その他

1 受験願書等配布場所

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

2 受験願書等配布期間

平成三年十月二十一日（月）から同年十一月十五日（金）までの期間の午前九時から午後五時まで。ただし、この期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く。

3 問合せ先

〒六八〇 鳥取市弥生町三〇二一二

財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部

（電話〇八五七―二九―六〇八六）

正

誤

平成三年十月鳥取県告示第七百十四号（林業種苗法の生産事業者の登録について）の中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤

正

六 上 三百五十六 二百五十六